

Flash Report

2016年9月5日発行
ラッセル・インベストメント株式会社

ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 A(米ドル円ヘッジ)

※2016年9月3日付で、ファンドの名称を「ラッセル新興国増配優良株ファンド Aコース(米ドル円ヘッジ)」から変更しました。

第16期決算のご報告

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 A(米ドル円ヘッジ)」(以下「A(米ドル円ヘッジ)」といいます。)は2016年9月5日に第16期決算を迎えました。当期(計算期間:2016年6月4日~2016年9月5日)につきましては、基準価額は602円上昇(+7.6%)しましたが、決算日における基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っていることから、分配を行わないことと致しました。

| 決算期 | 決算日 | 分配金 (税引前、1万口当たり) | 2016年9月5日現在 基準価額 (分配落ち後、1万口当たり) |
|------|-----------|---------------------|---------------------------------------|
| 第16期 | 2016年9月5日 | 0円 | 8,568円 |

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

当期、新興国の株式市場は上昇しました。

当期は、株式相場は上昇して始まりましたが、6月下旬にかけて英国のEU(欧州連合)離脱を問う国民投票への不透明感などから、全世界的にリスク回避的な動きが強まり、軟調に推移しました。6月24日には英国のEU離脱決定を受けて急落したものの、その後は英国のEU離脱の影響は限定的との見方が広がったことに加え、米国の利上げ観測が後退、主要国が追加的な金融緩和や財政政策を導入するとの期待感から、8月中旬にかけて堅調に推移しました。8月下旬以降は、米国の早期利上げ観測が強まったことなどから、上値の重い展開となりましたが、前期末を上回る水準で当期を終えました。

国/地域別でも多くの市場で上昇しました。中国は、追加金融緩和や経済構造改革への期待、香港と深センの株式相互取引が承認されたことなどから、大幅に上昇しました。また、ブラジルも資源価格の上昇、財政改善に向けての動きが好感されたことなどから、大幅に上昇しました。一方、トルコは、クーデター未遂事件とその後の政治的混乱が嫌気されたことなどから、小幅な上昇にとどまりました。

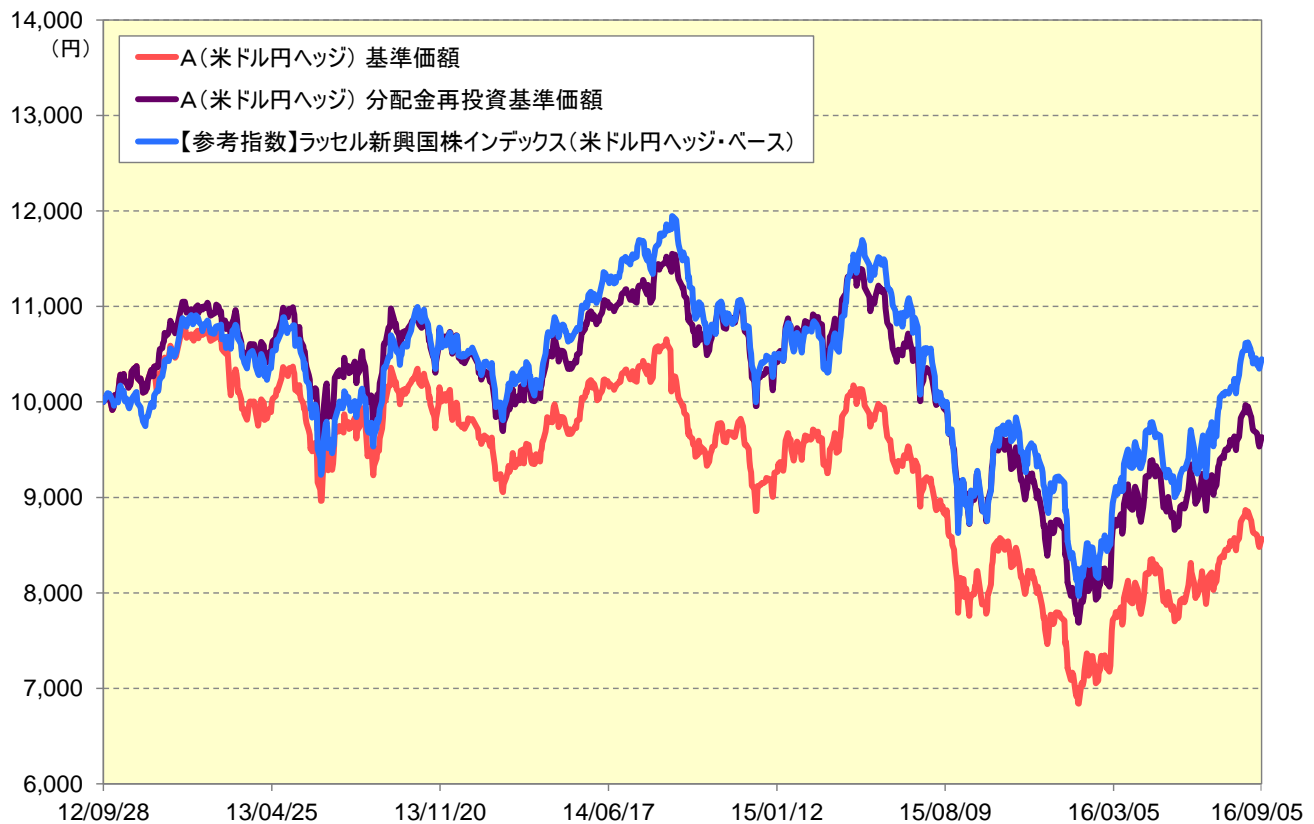
為替市場では、新興国通貨は、多くの通貨で米ドルに対して上昇しました。特にブラジルレアルは、資源価格の上昇などを背景に、前期に引き続き、米ドルに対して大幅に上昇しました。A(米ドル円ヘッジ)では対米ドルで円ヘッジを行っていることから、当期はブラジルレアルなどの新興国通貨高の影響で、為替はプラス要因となりました。

なお、分配金に充当しなかった分配原資につきましては、信託財産内に留保し、その全額をA(米ドル円ヘッジ)の運用の基本方針に基づいて引き続き運用致します。

弊社では、引き続き皆様のご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいります所存でございます。今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【設定来の基準価額の推移】(2012年9月28日～2016年9月5日)



- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬(年率1.65%(税抜)に消費税等相当額を加算した額)控除後のものです。
- ※ 分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。
- ※ 【参考指数】ラッセル新興国株インデックス(米ドル円ヘッジ・ベース)は、米ドル建てインデックス価格を元に、為替ヘッジコストとして米ドルLIBOR1ヵ月物と円LIBOR1ヵ月物の金利差を控除して算出しています。当ファンドの基準価額の計算基準と合わせるため、設定日前日(2012年9月27日)の米ドル建てインデックス価格を、設定日当日(2012年9月28日)、10,000円として指数化しています。なお、ラッセル新興国株インデックス(米ドル円ヘッジ・ベース)は参考指数であり、「A(米ドル円ヘッジ)」のベンチマークではありません。
- ※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【分配金の推移】(税引前、1万口当たり)

| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|------|------------|------|
| 第1期 | 2012年12月3日 | 250円 |
| 第2期 | 2013年3月4日 | 350円 |
| 第3期 | 2013年6月3日 | 0円 |
| 第4期 | 2013年9月3日 | 0円 |
| 第5期 | 2013年12月3日 | 100円 |
| 第6期 | 2014年3月3日 | 0円 |
| 第7期 | 2014年6月3日 | 100円 |
| 第8期 | 2014年9月3日 | 400円 |
| 第9期 | 2014年12月3日 | 0円 |
| 第10期 | 2015年3月3日 | 0円 |

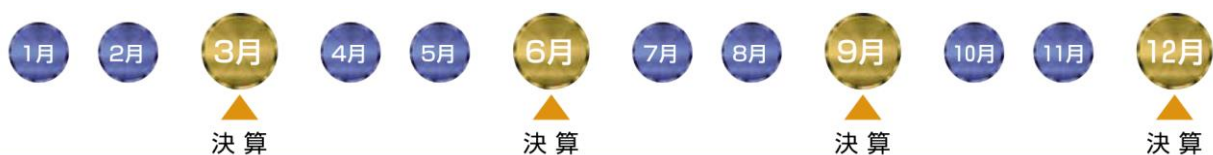
| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|-------|------------|--------|
| 第11期 | 2015年6月3日 | 0円 |
| 第12期 | 2015年9月3日 | 0円 |
| 第13期 | 2015年12月3日 | 0円 |
| 第14期 | 2016年3月3日 | 0円 |
| 第15期 | 2016年6月3日 | 0円 |
| 第16期 | 2016年9月5日 | 0円 |
| 設定来累計 | | 1,200円 |

◎ファンドの特色

- 今後さらなる経済成長が期待される新興国^{※1}の株式等^{※2}に投資します。
- 原則として5年以上^{※3}増配を継続している企業の中から配当成長性の高い企業^{※4}を厳選します。
 - ◆ 株式等の運用は「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」^(注)（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて行います。
 (注) 2016年9月3日付で、マザーファンドの名称を「ラッセル新興国増配継続株マザーファンド」から変更しました。
 - ◆ マザーファンドにおける株式等の運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」^(注)に委託します。
 (注) 2016年6月2日付で、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク」は「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に商号変更しました。
 - ◆ 株式等の実質的な組入比率は原則として高位を維持します。
 - ※1 ラッセル新興国株インデックス(当インデックスは時価総額や流動性基準において一定の要件を満たした銘柄から構成されています。)の構成国・地域を投資対象とします。
 - ※2 DR(預託証券)を含みます。DRとはDepositary Receiptの略で、ある国の発行企業の株式を、当該国外の市場で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
 - ※3 増配継続期間を5年未満とすることがあります。
 - ※4 一定期間にわたって増配を継続している企業を増配優良企業、また増配優良企業が発行する株式を増配優良株とします。増配を継続しているか否かは、各企業の配当データを同一の基準で評価するために、毎年5月末時点から過去1年間における1株あたり配当金額を当該企業のその年の配当金とみなして、ラッセル・インベストメント独自の基準に基づき判断します。なお、当該増配継続企業が、今後も増配を継続するとは限りません。
- 対米ドルで円ヘッジを行う「A(米ドル円ヘッジ)」と、為替ヘッジを行わない「B(為替ヘッジなし)」があります。^(注)
 - (注) 販売会社によっては、「A(米ドル円ヘッジ)」もしくは「B(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
 - ◆ 「A(米ドル円ヘッジ)」では、為替ヘッジの運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー」に委託します。

◎配分方針

年4回の決算時(毎年3月、6月、9月および12月の各3日。休業日の場合は翌営業日。)に配分を行います。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては配分を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。
 ※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◎投資リスク

■基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|----------------------|---|
| 株価変動リスク | 株価は政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。 |
| 株式の発行会社の信用リスク | 株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。 |
| 為替変動リスク | <p>●A(米ドル円ヘッジ)</p> <p>実質組入外貨建資産に対して、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図りますが、投資する新興国通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けることになります。したがって、投資する新興国通貨が米ドルに対して安くなった場合(米ドル高/新興国通貨安になった場合)には、「A(米ドル円ヘッジ)」の基準価額が下落する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際、円金利が米ドルの金利より低い場合には、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。</p> <p>●B(為替ヘッジなし)</p> <p>実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、「B(為替ヘッジなし)」の基準価額が下落する要因となります。特に新興国通貨における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。</p> |
| カントリーリスク | <p>新興国では、政治、経済、社会情勢の変化等により金融市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等の影響が先進国以上に大きくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。また、新興国では他に以下のようなリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制が一時的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることがあります。 ・ 有価証券の売却時における課税のタイミングの違いによる影響等が生じることがあります。 ・ 情報の開示等が先進国に比較して充分ではない、あるいは正確な情報の入手が遅延することがあります。 ・ 法制度(市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達なこと等から、決済の遅延・不能等が発生することがあります。 |
| 流動性リスク | 当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入有価証券を売却することで換金代金の手当てを行います。市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国では、一般的に先進国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いこと等から、当該影響は先進国以上に大きくなる可能性があります。 |
| 市場動向と乖離するリスク | 設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。
その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◎お申込みメモ

※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 購入に際して | 販売会社によっては、「A(米ドル円ヘッジ)」もしくは「B(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱となる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所のいずれかの休業日は、スイッチングを含め、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 |
| 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2012年9月28日(設定日)から2022年6月3日まで ※「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」の合計の純資産総額が30億円を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎年3月、6月、9月および12月の各3日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年4回の決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。 ※当ファンドには、収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱となる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| スイッチング | 「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」との間でスイッチングができます。なお、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

◎ファンドの費用

※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|------------------|---|
| 購入時手数料 | 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率とします。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 |
| 投資者が間接的に負担する費用 | |
| 運用管理報酬 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して年率1.782% (税抜1.65%) を乗じて得た額とします。 ※「A(米ドル円ヘッジ)」およびマザーファンドで運用の指図に関する権限の委託をしているラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーへの報酬額は、委託会社と同社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から支払われます。 |
| 諸費用 | 監査費用、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等について、純資産総額に対して年率0.108% (税抜0.1%) を上限として、当ファンドから支払われます。 |
| その他の費用・ 手数料 | 組入有効証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が当ファンドから支払われます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

※当ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◎委託会社・その他の関係法人

| | |
|---------------|---|
| 委託会社 | ラッセル・インベストメント株式会社(ファンドの運用の指図を行います。) |
| 外部委託先 運用会社 | ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(委託会社から運用の権限委託を受け、「A(米ドル円ヘッジ)」の為替ヘッジおよびマザーファンドの株式等の運用指図を行います。) |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行います。) |
| 販売会社 | ファンドの販売業務等を行います。次頁の販売会社一覧をご覧ください。 |

◎販売会社一覧(50音順)

| 販売会社名 | 登録番号等 | | 加入協会 | | | |
|----------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 静銀ティーム証券株式会社※1 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号 | ○ | | | |
| 常陽証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○ | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| 株式会社東京スター銀行※2 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第579号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社東和銀行※1 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第60号 | ○ | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 「B(為替ヘッジなし)」のみのお取扱いとなります。

※2 インターネット専用のお取扱いとなります。

■ Copyright©2016. Russell Investments. All rights reserved. ■ 当資料中「ラッセル・インベストメント」は、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。 ■ ラッセル・インベストメントの所有権は、過半数持分所有者のTAアソシエーツおよび少数持分所有者のレバランス・キャピタル・パートナーズとラッセル・インベストメントの経営陣から構成されています。 ■ フランク・ラッセル・カンパニーは、当資料におけるラッセルの商標およびラッセルの商標に関連するすべての商標権の所有者で、ラッセル・インベストメント グループの会社がフランク・ラッセル・カンパニーからライセンスを受けて使用しています。ラッセル・インベストメントグループの会社は、フランク・ラッセル・カンパニーまたは「FTSE RUSSELL」ブランド傘下の法人と資本的関係を有しません。 ■ 当資料はラッセル・インベストメント株式会社が当ファンドの収益分配金に関する情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みにあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」を販売会社でお受取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。 ■ 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。 ■ 当資料の中で掲載されている数値・データ等は過去の実績であり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。 ■ 当資料の中で掲載されているコメント等は当資料作成時点でのものであり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。 ■ 当ファンドは、主に株式など値動きのある証券に投資しますので、組入株式等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の財務状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を投資対象としますので、為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。 ■ 当ファンドは、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ■ 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関でご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。 ■ 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。 ■ ラッセル・インデックスに関連するトレードマーク、サービスマークおよび著作権は、ロンドン証券取引所グループに属する会社に帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。また、インデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。インデックスには運用報酬がかかりません。 ■ 当資料に記載されているラッセル新興国株インデックスのデータの出所は、ロンドン証券取引所グループに属する会社です。

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

TEL: 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時) <https://www.russellinvestments.com/jp/>